

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付申請不承認決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和 5 年 7 月 7 日付けで行った手帳の交付申請に対する不承認決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

### 第 3 請求人の主張の要旨

軽度知的障害と統合失調症の診断書があっても、処分庁は、手帳に該当しないとして不承認の通知をしたことに対して不服がある。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

### 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日            | 審 議 経 過           |
|------------------|-------------------|
| 令和 6 年 6 月 1 0 日 | 諮問                |
| 令和 6 年 8 月 2 7 日 | 審議（第 9 1 回第 2 部会） |
| 令和 6 年 9 月 2 6 日 | 審議（第 9 2 回第 2 部会） |

### 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、

以下のように判断する。

## 1 法令等の定め

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）45条1項は、精神障害者（知的障害者を除く。）は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができる」と規定し、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならないと規定する。

法45条2項で定める精神障害の状態については、同項により政令に委任されているところ、これを受けて精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令6条1項は、同条3項に規定する障害等級に該当する程度のものとする」と規定し、同項において、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態を別紙2の表のとおり規定する。

- (2) 障害等級の判定については、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。）により、精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」と「能力障害（活動制限）の状態」の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている。

- (3) 上記総合判定に当たっては、法45条1項の規定を受けた精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（以下「法施行規則」という。）23条2項1号が医師の診断書（初診日から起算して6か月を経過した日以後のものに限る。）を掲げていることから、同診断書の記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。

- (4) 法45条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法2条8項の自治事務であるところ（法51条の13第1項参照）、判定基準等の各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（いわゆるガイドライ

ン)に当たるものであり、その内容は合理的で妥当なものと認められる。

## 2 本件処分についての検討

そこで、本件診断書の記載内容を基に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

### (1) 精神疾患の存在について

本件診断書の「1 病名」欄及び「3 発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄の記載内容から、請求人は、精神障害として、「統合失調症 ICDコード(F20)」を有することが認められる(別紙1・1及び3)。

### (2) 精神疾患(機能障害)の状態について

ア 統合失調症の精神疾患(機能障害)の状態の判定については、判定基準において、障害等級ごとに障害の状態が定められている。

そして、留意事項によれば、精神疾患の種類を問わず、精神疾患(機能障害)の状態の判定については、「精神疾患の原因は多種であり、かつ、その症状は、同一原因であっても多様である。したがって、精神疾患(機能障害)の状態の判定に当たっては現症及び予後の判定を第1とし、次に原因及び経過を考慮する」(留意事項2・(1))とされており、さらに「現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮」(同・(2))し、「長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする」(同・(3))とされている。

イ これを本件についてみると、本件診断書によれば、推定発病時期とされる令和4年12月頃から「死ね」と言われているような幻聴を自覚し、同時期から「人に悪口を言われている」と感じるようになり、令和5年1月に〇〇県の精神科を受診し、薬剤加療を開始したが、転居に伴い同年2月2日に同様の主訴で本件病院を初診し、抗精神病薬内服を開始して症状は安定してきていると診断されている(別紙1・3)。

ところで、これらの記載によれば、本件診断書の発行日が令和5年2月22日であることから、発行日時点での継続治療は2か月程度であると認められる。

また、「被害的な妄想が主体であり、抗精神病薬の内服により症状は軽快しているが、継続した内服と通院が必要な状態」と診断さ

れており（別紙１・５）、今後、薬物療法を継続することにより、精神疾患（機能障害）の状態が変化する可能性が十分考えられる状況と認められる。

そうすると、本件診断書の発行日時点では、請求人は「長期間の薬物治療下」にあるとはいえず、法施行規則２３条２項１号及び留意事項２・(3)に照らせば、当該治療期間での精神疾患（機能障害）の状態で判断を行うことは適切でない。

よって、障害等級に定めるものには該当しないと判断するのが相当である。

### (3) 能力障害（活動制限）の状態について

ア 能力障害（活動制限）の状態の判定については、判定基準において、障害等級ごとに障害の状態が定められている。

そして、留意事項によれば、能力障害（活動制限）の状態の判定は、「保護的な環境（例えば、病院に入院しているような状態）ではなく、例えば、アパート等で单身生活を行った場合を想定して、その場合の生活能力の障害の状態を判定するものである」（留意事項３・(1)）とされている。判定に当たっては、「現時点の状態のみでなく、おおむね過去の２年間の状態、あるいは、おおむね今後２年間に予想される状態も考慮する」（同・(2)）とされ、その判断は、「治療が行われていない状態で」行うことは「適当ではな」く、「十分に長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする」（同・(3)）とされている。

イ しかし、上記(2)・イのとおり、本件診断書の発行日時点での請求人の継続治療は２か月程度であり、本件診断書の発行日時点では、請求人は「長期間の薬物治療下」にあるとはいえず、法施行規則２３条２項１号及び留意事項３・(3)に照らせば、当該治療期間での能力障害（活動制限）の状態で判断を行うことは適切でない。

よって、障害等級に定めるものには該当しないと判断するのが相当である。

### (4) 総合判定

上記(2)及び(3)で検討した結果に基づき総合的に判断すると、請求人の精神障害の程度は、本件診断書の発行日時点において、請求人が長期間の薬物治療下における状態であるとは認められないことから、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）のいずれの状態につい

ても判断することができず、障害等級非該当と判定するのが相当であり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のことから、本件処分の取消しを求めているものと解される。

しかし、障害等級の認定に係る総合判定は、上記1・(3)のとおり申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づき客観的になされるべきものであるところ、本件診断書によれば、請求人は、障害等級非該当と認定するのが相当であることは上記2のとおりであって、請求人の主張には理由がない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己

別紙1及び別紙2 (略)